

議案第70号

山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月10日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例（平成29年山陽小野田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理不適切空家等 法第3条の規定による適切な管理がされておらず、特定空家等になるおそれのある空家等をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p>	<p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>空家等</u> 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。</p> <p>(2) <u>特定空家等</u> そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。</p> <p>(3) <u>管理不適切空家等</u> 法第3条の規定による適切な管理がされておらず、特定空家等になるおそれのある空家等をいう。</p> <p>(4) <u>市民等</u> 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。</p>

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 管理不適切空家等 法第3条の規定による適切な管理がされておらず、特定空家等になるおそれのある空家等をいう。

(2) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。